



鳥労発基 0328 第1号の6
平成 28 年 3 月 28 日

鳥取県労働基準協会 会長 殿

鳥 取 労 働 局 長

学生アルバイトを使用する事業主に対する労働関係法令の周知について(依頼)

日頃から労働基準行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、アルバイトで働く学生の割合は増加傾向にあり、また実態として学生のアルバイト時間も増加傾向にある中、学生の本分である学業と生活補助のためのアルバイトとの適切な両立が求められるところです。

こうした中、厚生労働省が、昨年8月下旬から9月にかけて、大学生等を対象に実施したアルバイトに関する意識等調査結果をみると、労働条件の明示が適切になされていないとする回答の割合が58.7%に上るほか、賃金不払や、必要な休憩時間を与えられていないなど、労働基準関係法令違反のおそれがある回答がありました。また、必ずしも労働基準関係法令に違反するものではないものの、採用時に合意した以上のシフトを入れられたり、一方的に急なシフト変更を命じられるといった回答がありました。さらに、学生の声として、例えば、特に試験期間においてシフトを柔軟に考えて欲しいことや、学生は学業優先であることを事業主に理解して欲しいなどの意見も示されたところです。

鳥取労働局では、各事業主が、学生アルバイトに対して、労働契約の締結の際の労働条件の明示、賃金の適正な支払、休憩時間の付与等の労働基準関係法令の遵守はもとより、学生の本分は学業であることを御理解いただき、学業とアルバイトとの適切な形での両立のため、シフト設定に際しての御配慮等をいただきたいと思いますと考えております。

つきましては、貴会におかれても、会員の事業主に対して、労働基準関係法令の遵守、学生の本分は学業であることへの理解、学業とアルバイトとの適切な形での両立のための配慮等について、周知・啓発に御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省・鳥取労働局におきましては、アルバイトを行う学生向けのリーフレット「学生の皆さんへ アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント」・「アルバイトのトラブルQ&A(知っておきたい働くときのポイント)」を配付するとともに、労働時間、賃金その他の労働条件や労務管理に関する事項について、労働者、事業主や企業の労務管理を担当している方々に御理解いただくため、労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」(www.check-rokku.mhlw.go.jp/sp/)により情報発信しています。また、労働者や事業主の方々から無料で御相談をお受けするため、総合労働相談コーナーや「労働条件相談ほっとライン」(0120-811-610)を開設しています。これらについても、周知に御協力いただきますようお願いいたします。



学生の皆さんへ

アルバイトをする前に 知っておきたい7つのポイント

Point

1

アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！

Point

2

バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！

Point

3

アルバイトでも、残業手当があります

Point

4

アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます

Point

5

アルバイトでも、工作中的のけがは労災保険が使えます

Point

6

アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません

Point

7

困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろうどう

0120-811-610

月・火・木・金：午後5時～午後10時
土・日：午前10時～午後5時

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

アルバイトを始める際に、会社から労働条件を示してもらいましょう！
また、通知書は大切に保管しましょう！！



労働条件通知書

※**シフトの設定** (始業・終業の時刻、休日、勤務日など) に当たって、**学業とアルバイトの両立に配慮してください。**

殿 年 月 日	
会社等の名称と所在地 使用者の職名と氏名	
契約期間	1 期間の定めなし 期間の定めあり (2～4は「期間の定めあり」の場合に記入) 2 契約期間 (年 月 日～ 年 月 日) 3 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります得る・契約の更新はしない・その他 ()] 4 契約の更新は、次により判断する。[・契約期間満了時の業務量・勤務成績、態度・能力・会社の経営状況・従事している業務の進捗状況・その他 ()]
就業の場所	
従事する業務	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 始業 (時 分) 終業 (時 分) 2 休憩時間 () 分 3 所定時間外労働の有無 (有 (1週 時間、1か月 時間、1年 時間)、無) 4 休日労働 (有 (1か月 日、1年 日)、無) ※1 勤務シフトによる場合は、上記1を基本としつつ、勤務シフト表により定められた始業・終業時刻による。(なお、始業・終業時間を繰上げ・繰下げる場合もある。) ※2 変形労働時間制や交代制の採用の有無 (有・無) 有の場合、詳細は別途定める。 ※3 フレックス制などが労働者に適用される場合は別途定める。
休日及び勤務日	1 勤務日：毎週 曜日、その他 () (週毎に勤務日が定められていない場合は) 週・月当たり 日、その他 () 2 1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 3 休日：毎週 曜日、国民の祝日、その他 ()
休 暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) - 月経過後 日 時間単位年休 (有・無) 2 その他の休暇 有給 (種類：)、無給 (種類：)
賃 金	1 基本賃金 イ 月給 (円)、ロ 日給 (円) ハ 時間給 (円)、ニ その他 (円) 2 諸手当の額又は計算方法 (手当 円 / 計算方法：) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月60時間以内 () %、月60時間超 () %、 所定超 () % ロ 休日 法定休日 () %、法定外休日 () % ハ 深夜 () % 4 賃金締切日 (種類：) - 毎月 日、(種類：) - 毎月 日 5 賃金支払日 (種類：) - 毎月 日、(種類：) - 毎月 日 6 賃金の支払方法 () 7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無 , 有 ()) 8 昇給 (有 (時期、金額等) , 無) 9 賞与 (有 (時期、金額等) , 無) 10 退職金 (有 (時期、金額等) , 無)
退職に関する事項	1 自己都合退職の手続き (退職する 日以上前に届け出ること) 2 解雇の事由及び手続 ()
その他	1 社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ()) 2 雇用保険の適用 (有・無) 3 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 担当者職氏名 (連絡先)

学生アルバイトのトラブル Q & A (知っておきたい働くときのポイント)

Q1

アルバイトを始めることになりましたが、時給や勤務時間（働く時間）などの働く条件について「募集広告に書いてあるとおりだよ」としか言われないのですが？！

A



働く条件を書いた書面を必ずもらってください！

後で「最初に聞いた話と実際の時給や働く時間などが違う」と困らないように、アルバイト先から書面をもらって保存しておきましょう。法律上も、①アルバイトをする期間、②仕事の内容や働く場所、③働く時間や休日、④時給など重要なことは、雇う側が働く人に、働く条件を示した書面を渡すこととなっています。

Q2

1回に6～8時間働くアルバイトをしています。休憩が15分くらいしか取れない日が多いのですが？！

A



法律で、アルバイトに対しても、働く時間が①6時間を超え8時間以下の場合には少なくとも45分、②8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩を、与えなければならないことになっています！

Q3

決められた時間の前後に、オーナーや店長の指示で、開店準備や後片付け、次の勤務の準備をさせられているのですが、その分の時給がもらえません！

A



法律上、あなたを雇っている人（オーナーなど）や上司（店長など）の指示などに従って行う仕事については、その分の時給がちゃんと支払われなければなりません。

例えば塾講師の場合で、授業時間外にオーナーや教室長に言われて仕事をしている場合にも、時給は発生します。

ちなみに、「毎回15分未満は切り捨て」というようなことは原則法律違反です！

Q4

店長に「アルバイトに残業代なんか出ない」と言われたのですが、本当ですか？あと、アルバイトでも有休が取れるって本当ですか？

A



アルバイトでも、法律上、1日8時間、1週40時間を超えて働いたら、残業代は出ます！また、法律上、アルバイトでも有休がとれる場合があります。

（詳しくは、厚生労働省ホームページの「労働条件に関する総合情報サイト 確かめよう労働条件」にある『アルバイトを雇う際、始める前に知っておきたいポイント』のポイント3、4を見てください。）

Q5

アルバイトを始めるときに決めた曜日（回数）や時間を見捨て、授業の日でもシフトを入れられてしまいます。テストの日に休みたと言っても休ませてもらえません。

A



シフトを変更するには、事前に働く人と雇う人の合意が必要です（労働契約法の規定）。決められた曜日や時間を見捨てて無理矢理シフトに入れられるなど、一方的にシフトを変更されて困る時は、はっきりと断りましょう！また、決められた曜日や時間に急に学校の行事などが入ってしまった時でも、諦めずにオーナーや店長などによく相談しましょう。

Q6

クリスマスケーキなど季節の商品に販売ノルマがあって売れ残りを買わされます。あと、食器や商品を壊したりするといちいち弁償されるのですが、これってしょうがないんですか？

A



法律上、売れ残りを買う義務はありません！基本的にバイト代から自動的に天引きすることもできません。

また、お店のものや商品を壊したときは、弁償しなければならない場合もありますが、少なくとも、本来の値段以上を罰金として支払う必要はありません。

Q7

アルバイトを辞めさせてもらえません。「辞めるなら代わりのアルバイトを連れてこい」と言われます。

A



アルバイトを含む労働者は、原則として会社を退職することをいつでも申し入れることができます。

あらかじめ契約期間が定められていないときは、法律では、労働者は退職届を提出するなど退職の申入れをすれば、2週間経てば辞めることができます（民法の規定）。

ただし、急に辞めてしまうと、アルバイト先が困ることもあるでしょうから、アルバイト先とよく話し合ってください。

これらの問題を含め
アルバイトのトラブルで困ったときは

フリーダイヤルで相談したいとき

「労働条件相談ほっとライン」にご連絡ください。

はい！ 0120-811-610 月・火・木・金：午後5時～午後10時
土・日：午前10時～午後5時

行政機関に相談したいとき

お近くの労働基準監督署や「総合労働相談コーナー」（労働局や労働基準監督署の中にあります）にご連絡ください。（平日午前8時30分～午後5時15分）

労働基準監督署

検 索

総合労働相談コーナー

検 索

厚生労働省ホームページにお近くの労働基準監督署や総合労働相談コーナーの場所が掲載されています。



ポータルサイトのHPはこちら↓



確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」